

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（松井毅君）

まず、地域包括ケア体制の推進についてでございます。

医療や介護、住まい、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供できるよう、高齢者支援センターがコーディネート役となり、さまざまな職種が連携したネットワークをつくり、地域の課題の解決を図っていくことといたしております。また、地域住民には主体的な参加を促すため、地域包括ケアシステムの内容についてさまざまな機会をとらえまして、広報、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

次に、地域密着型事業の地域についてですけれども、サービスを総合的かつ計画的に提供するため、人口規模や地域特性を考慮し、市内を5つの日常生活圏域に分けております。

一方、地域包括ケアシステムの地域についてでございますけれども、おおむね30分以内に必要なサービスの提供が可能となる公民館単位の圏域を想定いたしております。

次に、ケアマネジャーの医療知識の向上のための研修会についてでございます。医師とケアマネジャーの定期的な事例研究会のほか、高齢者支援センター、医師会、ケアマネ協会等によるシンポジウムを毎年開催いたしております。さらに今年度からは医師やケアマネジャー、訪問看護ステーションなどが参加する在宅医療や介護の円滑な推進を図るための在宅連携検討委員会を立ち上げたところでございます。今後ともより一層の資質の向上に努めていくことといたしております。

次に、地域包括ケアシステムを機能させるための連携とその進捗についてですが、支援方針などの協議を行う地域ケア会議や、事業所との研修会等の開催を初め、高齢者支援センターの機能の拡充を図り、連携強化に努めていくことといたしております。また、これまでの保健、医療、福祉の連携については、おおむね対応をしてきていることから今後は町内会や企業、大学などとの幅広い連携を目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めることといたしております。

以上です。